

岐阜県公報

第 四 百 八 十 八 号
令 和 六 年 四 月 二 十 六 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(環 境 生 活 政 策 課) 一 八 五

公 示

落札者等に関する公示

(函 書 館) 一 八 六

土地改良区の定款の変更認可

(中 濃 農 林 事 務 所) 一 八 六

土地改良区役員の退任及び就任

(飛 騨 農 林 事 務 所) 一 八 七

土地改良区の定款の変更認可

(同) 一 八 七

規 則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 六 年 四 月 二 十 六 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立自然公園条例施行規則（昭和四十年岐阜県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「次に掲げる書類」の下に「運輸施設に関する公園事業にあつては、第四号に掲げる書類を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

七 その他知事が必要と認める書類

第十六条第四項中「なつている」を「なつてゐる」に、「前項各号」を「第二項各号」に改める。

第十九条第一項第十号の十中「設備の」を「工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）の新築、」に改め、同項第十号の十三中「防除」の下に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同項第十号の十五中「ため」を「目的で」、「又は当該公園」を「当該公園」に改め、同項第二十三号中「」の下に「（正當な理由がなくて行う場合を除く。）」を加え、同項第二十六号中「森林」の下に「牧野、草原若しくは農地」を加え、同項第二十六号の二中「防除」の下に「又は当該防除に係る調査」を加え、同項第二十九号の三十二中「の規定による」を「に規定する実施計画に従つて実施する」に改める。

第二十二條の六第三項第一号中「以上」を「程度」に改める。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 六 年 四 月 二 十 六 日

土地改良区役員の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	日面用水	令和 五・一〇	理事	向 畑 英 紀	高山市朝日町見座 一一六六番地一	所
-------	------	---------	----	---------	------------------	---

就任した役員

土地改良区	日面用水	令和 六・四・一	理事	清 水 健 二	高山市朝日町見座 七五八番地一	所
-------	------	----------	----	---------	-----------------	---

土地改良区の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
日面用水土地改良区	令和六・四・一五

